

令和6年11月12日 美郷町農業委員会会議録

令和6年11月12日午前9時00分農業委員会総会を美郷町役場に招集した。

1. 出席委員は、次のとおり

1番	佐々木	定	廣	9番	高	橋	一	平
2番	継	田	竜	也	10番	深	沢	靖
3番	高	橋	広	樹	11番	齋	藤	美由木
4番	奥	山	秀	治	12番	高	橋	国 広
5番	小	西	嘉	之	13番	佐々木	竜	孝
6番	深	田	秋	彦	15番	高	橋	秀 行
7番	山	田	貞	子	16番	細	井	千代文
8番	高	橋	孝	人	17番	高	橋	正 尚

本会委員出席者 16名

2. 欠席委員は、次のとおり

14番 加 藤 堅之助

欠席者 1名

1. 出席事務局職員

局 長	佐々木 龍 悦
庶務班長兼農地調整班長	高 橋 絹 子
農地調整班上席主査	高 橋 章 浩

2. 会議事件は下記のとおり

- 第 1 議事録署名員の指名について
- 第 2 議案第46号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 第 3 議案第47号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について
- 第 4 議案第48号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積等促進計画の策定について（要請）

会長 高橋 正尚 午前9時18分本委員会の閉会を告げた。

令和6年11月12日農業委員会総会会議録

1. 日 時 令和6年11月12日
2. 場 所 美郷町役場特別会議室
3. 開 会 午前9時00分
4. 閉 会 午前9時18分
5. 議事録署名委員 15番 高橋秀行
16番 細井千代文

- 議 長 それでは、ただ今から令和6年第11回農業委員会総会を開会いたします。
ただ今の出席委員は、定足数に達しております。
お手元に配布してございます、議事日程に従い、会議を進めてまいります。
- 議 長 日程第1、議事録署名員は、委員会規則第18条第3項の規定により指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。
【 「異議なし」との声あり 】
- 議 長 ご異議なしと認めます。よって、議事録署名委員は、15番、高橋委員、16番、細井委員を指名します。
- 議 長 次に、日程第2、議案第46号農地法第5条の規定による許可申請についてを上程し議題とします。議案第46号について事務局より説明願います。
- 庶務班長 【 議案第46号、申請番号5番から申請番号6番までについて議案書をもとに朗読、説明 】
申請番号5番、六郷地区の田1筆、345㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。
受人は、建築業、不動産賃貸業を営んでおり、当該地に隣接する宅地と建物を取得することになりました。宅地建物は、町内の介護事業者へ貸し出す予定ですが、従業員の駐車場が不足するため、宅地建物に隣接する当該地を駐車場に選定しました。受人が駐車場を整備した後、介護事業者へ貸し出す予定です。面積は駐車場用地260㎡、緩衝地85㎡です。総事業費は〇〇〇円で、そのうち用地取得費は〇〇〇円です。全額自己資金です。当該地は第1種農地ですが、農地法施行規則第36条に規定しております、「申請に係る農地をこれに隣接する土地と一体として同一の事業の目的に供するために行うものであって、申請に係る事業の総面積に占める第1種農地の面積が3分の1を超えないもの」に該当すると思われます。この案件につきましては、1ページに位置図、2ページに配置図、3ページに公図を添付しております。申請番号6番、千畑地区の田1筆、476㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇

〇〇さんです。

受人は渡人のお孫さんです。受人は、現在町外のアパートに住んでおりますが、子の成長に伴い手狭となってきたことから、受人の実家の隣に住宅の新築を計画しました。今後も子育ての協力を得たいことや、将来の家族の介護も考慮し、実家に隣接する当該地を選定しました。面積は一般住宅59.49㎡、カーポート29.72㎡、雪捨て場、通路、緩衝地386.79㎡です。総事業費は〇〇〇円で全額借入資金、用地借上げ費用はありません。当該地は第1種農地ですが、農地法施行規則第33条第4号にあります「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して接地されるもの」に該当すると判断しております。この案件につきましては、4ページに位置図、5ページに配置図、6ページに平面図、7ページに立面図、8ページに公図を添付しております。以上です。

●議 長 議案第46号について、事務局より説明が終わりました。

●議 長 それでは、転用ですので調査の報告をお願いします。

まずは、申請番号5番から報告をお願いします。

1番委員 申請番号5番について調査のご報告をいたします。

10月23日午前9時より、〇〇〇さんと高橋秀行委員とともに、現地を確認し調査いたしました。何ら問題がなかったことをご報告いたします。

●議 長 続いて申請番号6番について報告をお願いします。

10番委員 申請番号6番について調査のご報告をいたします。

10月31日午前9時30分頃、受人の〇〇〇さん立会いのもと、奥山委員と局長と私と3人で現地を確認しました。隣接する西側は実家、南側の隣接する農地も祖父の所有であり、周辺の理解を得られておりました。また、浄化槽の排水ですが、道路に面した農業用水に排水されるということで、近隣住民を考慮に入れ、春先には掃除をするということでした。その他調査項目に従い調査した結果、何ら問題がなかったことをご報告いたします。

●議 長 申請番号5番と申請番号6番の調査の報告が終わりました。

●議 長 それでは、これより審議を行います。

申請番号5番から申請番号6番までについて質疑を行います。質疑ございませんか。

【 「なし」との声あり 】

●議 長 質疑なしと認めます。それでは、申請番号5番から申請番号6番までについては原案のとおり決することにご異議ございませんか。

【 「異議なし」との声あり 】

●議 長 ご異議なしと認めます。よって、申請番号5番から申請番号6番までについては原案のとおり決しました。

●議 長 よって日程第2、議案第46号については原案のとおり許可相当と意見決定し、秋田県農業会議に進達します。

●議 長 次に、日程第3、議案第47号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定についてを上程し議題とします。議案第47号について事務

局より説明願います。

- 庶務班長 【 議案第47号、申請番号91番から申請番号94番までについて議案書をもとに朗読、説明 】

所有権移転が4件です。

申請番号91番、千畑地区の田1筆、1,060㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。渡人は高齢となり農地を手放したいため、隣地を耕作している受人へ売買するものです。売買価格は10aあたり〇〇〇円です。受人の経営状況につきましては、資料1ページのとおりです。受人は農機具一式を所有しております。引き渡し時期は11月30日を予定しております。

申請番号92番、千畑地区の田1筆、1,927㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。渡人の申請理由は申請番号91番と同じです。近隣を耕作している受人へ売買するものです。売買価格は総額〇〇〇円です。受人の経営状況につきましては、資料2ページのとおりです。受人はトラクター、田植機は所有、コンバインは借上げ、乾燥、籾摺りは委託しております。引き渡し時期は11月30日を予定しております。

申請番号93番、千畑地区の畑1筆、11,353㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。渡人は県外に居住しており農地を手放したいため、受人へ売買するものです。売買価格は総額〇〇〇円です。受人の経営状況につきましては、資料3ページのとおりです。受人は農機具一式を所有しております。引き渡し時期は11月30日を予定しております。

申請番号94番、千畑地区の田11筆、11,376㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。渡人は町外に居住していて自宅から遠いため、耕作不便となっていたことから農地を手放したく、近隣を耕作している受人へ売買するものです。売買価格は10aあたり〇〇〇円です。受人の経営状況につきましては、資料4ページのとおりです。受人は農機具一式を所有しております。引き渡し時期は11月30日を予定しております。

申請番号91番から申請番号94番までの案件につきましては、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えられます。以上です。

- 議 長 議案第47号について、事務局より説明が終わりました。

- 議 長 それでは、これより審議を行います。

申請番号91番から申請番号94番までについてですが、本人案件がありますので、まずは、申請番号91番について質疑を行います。質疑ございませんか。

【 「なし」との声あり 】

- 議 長 質疑なしと認めます。それでは、申請番号91番については原案のとおり決することにご異議ございませんか。

【 「異議なし」との声あり 】

- 議 長 ご異議なしと認めます。よって、申請番号91番については原案のとおり決しました。

- 議 長 次に、申請番号92番についてですが、本人案件ですので、農業委員会等に

関する法律第31条の規定により、○番委員の退席を求めます。

○番委員 退席 午前9時09分

●議 長 それでは、申請番号92番について質疑を行います。質疑ございませんか。

【 「なし」との声あり 】

●議 長 質疑なしと認めます。それでは、申請番号92番については原案のとおり決することにご異議ございませんか。

【 「異議なし」との声あり 】

●議 長 ご異議なしと認めます。よって、申請番号92番については原案のとおり決しました。○番委員の着席を求めます。

○番委員 着席 午前9時09分

●議 長 次に、申請番号93番についてですが、本人案件ですので、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、○番委員の退席を求めます。

○番委員 退席 午前9時10分

●議 長 それでは、申請番号93番について質疑を行います。質疑ございませんか。

【 「なし」との声あり 】

●議 長 質疑なしと認めます。それでは、申請番号93番については原案のとおり決することにご異議ございませんか。

【 「異議なし」との声あり 】

●議 長 ご異議なしと認めます。よって、申請番号93番については原案のとおり決しました。○番委員の着席を求めます。

○番委員 着席 午前9時10分

●議 長 次に、申請番号94番について質疑を行います。質疑ございませんか。

【 「なし」との声あり 】

●議 長 質疑なしと認めます。それでは、申請番号94番については原案のとおり決することにご異議ございませんか。

【 「異議なし」との声あり 】

●議 長 ご異議なしと認めます。よって、申請番号94番については原案のとおり決しました。

●議 長 よって日程第3、議案第47号については原案のとおり許可決定いたします。

●議 長 次に、日程第4、議案第48号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積等促進計画の策定について（要請）についてを上程し議題とします。議案第48号について事務局より説明願います。

●庶務班長 【 議案第48号、申請番号132番から申請番号139番までについて議案書をもとに朗読、説明 】

始めに所有権移転です。

申請番号132番、千畑地区の田3筆、14, 150㎡、渡人は公益社団法人秋田県農業公社、受人は〇〇〇さんです。公社特例事業による売買で、〇〇〇さんから秋田県農業公社へ所有権移転した農地を、4耕作後に受人へ所有権移転することとなっているものです。売買価格は総額〇〇〇円で、引き渡し時期は令和7年2月26日を予定しております。

続きまして貸借権の設定です。

申請番号133番から申請番号137番までの5件の受人は〇〇〇さんです。圃場整備事業に伴う集積のため、対価はありません。期間はすべて10年間です。

申請番号133番、六郷地区の田5筆、3, 348㎡、渡人は〇〇〇さんです。

申請番号134番、六郷地区の田2筆、2, 126㎡、渡人は〇〇〇さんです。

申請番号135番、六郷地区の田3筆、1, 967㎡、渡人は〇〇〇さんです。

申請番号136番、千畑地区の田5筆、4, 566㎡、渡人は〇〇〇さんです。

申請番号137番、千畑地区の田37筆、41, 819㎡、渡人は〇〇〇さん、〇〇〇さんの共有名義です。

申請番号138番、六郷地区の田11筆、10, 532㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。賃借料は10aあたり〇〇〇円で、期間は10年間です。

続きまして、貸借権移転です。

契約期間は、現在の契約の残存期間となります。

申請番号139番、千畑地区の田20筆、22, 123㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さん、所有者は〇〇〇さんです。渡人は高齢により、耕作が難しくなったため、受人へ権利移転するものです。

申請番号132番から139番までの8件は、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えられます。以上です。

●議 長 議案第48号について、事務局より説明が終わりました。

●議 長 それでは、これより審議を行います。

申請番号132番から申請番号139番までについて質疑を行います。質疑ございませんか。

15番委員 申請番号139番の対価はないのでしょうか。

●庶務班長 申請番号139番ですけれども、今回、貸借権移転ということで、受け手変更になります。現在、〇〇〇さんの契約は〇〇〇円ですが、今回の契約は、〇〇〇さんに受け手変更をして、〇〇〇円に賃借料も変更になる予定です。

15番委員 〇〇〇円に変更予定ということですね。

●議 長 暫時休憩します。 午前9時16分
●議 長 休憩前に引き続き会議を再開します。 午前9時17分

●議 長 よろしいでしょうか。

15番委員 はい。わかりました。

●議 長 ほかに質疑ございませんか。

【 「なし」との声あり 】

●議 長 質疑なしと認めます。それでは、申請番号132番から申請番号139番までについては原案のとおり決することにご異議ございませんか。

【 「異議なし」との声あり 】

●議 長 ご異議なしと認めます。よって、申請番号132番から申請番号139番までについては原案のとおり決しました。

●議 長 よって日程第4、議案第48号については原案のとおり許可決定いたします。

●議 長 以上で本日の会議案件はすべて終了いたしました。
これをもって、令和6年第11回農業委員会定例総会を閉会いたします。

会議終了 午前9時18分

上記のとおり会議の次第を記載し、その相違ないことを証するためここに署名します。

令和6年11月12日

美郷町農業委員会会長 高 橋 正 尚

議 事 録 署 名 委 員 高 橋 秀 行

議 事 録 署 名 委 員 細 井 千 代 文